

産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会
化学物質管理制度検討ワーキンググループの設置について

1. 背景

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）は、我が国の化学物質管理を担う重要な法令の一つとして位置付けられている。

このうち化管法は、平成11年7月に公布され、翌年の平成12年3月に施行されたものであるが、本法では、事業者に対し、特定の化学物質の環境への排出量等の把握及び国への排出量等の届出を義務付けること等により事業者による自主的な管理の改善を促すという、従前の国による環境保全のための規制措置と異なる新しい体系が示されている。

なお、本法の施行に伴い、これまで4か年度分（13年度～16年度）のPRT R（化学物質排出移動量届出）データの集計結果が公表されているところであるが、化管法附則第3条に「政府は、この法律の施行後7年（平成19年3月30日）を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されているところ。

中間取りまとめの内容を踏まえつつ、今後、個別制度の見直しを行うに当たっては、制度に特化した形での詳細な検討を進める必要があることから、新たにワーキンググループを設置することとし、まずは、化学物質管理制度のうち化管法に関する検討を行うこととする。

2. 審議事項

- (1) PRT R制度に関する課題
- (2) MSDS制度に関する課題
- (3) 自主的な化学物質管理促進に関する課題 等

3. 検討体制

産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会の下に、新たに「化学物質管理制度検討ワーキンググループ」を設置し、上記2.の検討事項について検討を行う。

4. 検討スケジュール（案）

平成19年2月上旬を目途に第1回ワーキンググループを開催し、その後、月1回程度開催し、平成19年夏頃を目途に中間整理を行う。